

写真管理基準

今治市

令和8年4月

目 次

写真管理基準	• • • • •	1
撮影箇所一覧表	• • • • •	4
品質管理写真撮影箇所一覧表	• • • • •	5
出来形管理写真撮影箇所一覧表	• • • • •	5

写真管理基準

(適用範囲)

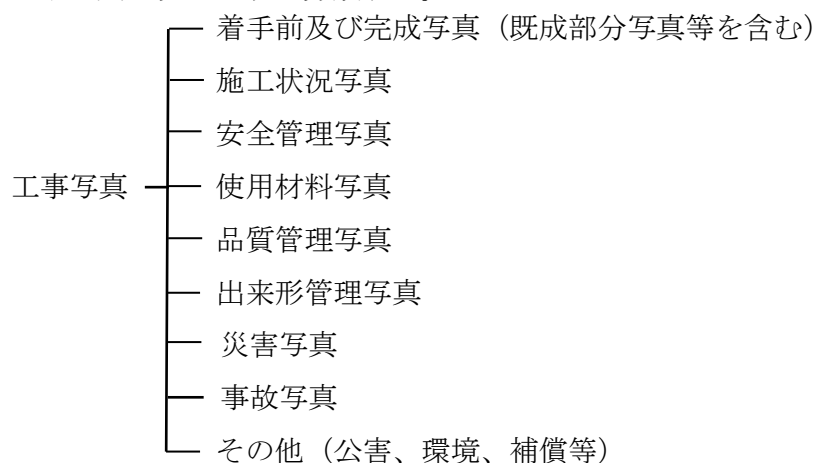
1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事（建築、農業基盤を除く）の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

なお、港湾工事における品質管理写真及び出来形管理写真については、日本港湾協会港湾工事共通仕様書（令和7年3月）の港湾工事写真管理基準によることとし、それ以外については本基準によるものとする。また、建築工事及び農業基盤については監督員と別途協議することとする。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

なお、「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用するものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(情報化施工及び3次元データによる施工管理)

4. 愛媛県ICT活用工事実施要領に基づき、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、本基準のほか、同要領の規定による。

また、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、本基準のほか、同要領の規定による。

(写真の省略)

5. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員または現場技術員が立会して段階確認した箇所（不可視部分を含む）は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の編集等)

6. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書」に基づく黒板の電子的記入は、これに当たらない。

(撮影の仕様)

7. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。
(100 万画素程度～300 万画素程度=1,200×900～2,000×1,500 程度)

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

(写真の提出)

8. 電子納品の工事写真は「愛媛県工事完成図書電子納品要領」に基づく、電子媒体で提出することとするが、工事完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品も提出する。なお、紙成果品の工事写真の大きさについては、以下のとおりとする。

- (1) 着手前、完成写真はキャビネ版相当(2L 版等)又はパノラマ写真とすることができる。
- (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。
- (3) 標準の大きさは、A4 縦 3 枚帳票様式とする。

(電子媒体に記録する工事写真)

9. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」によるものとする。

(留意事項等)

10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等については、可視部分を基本として定めており、不可視となる部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）や共通仕様書等に基づく施工方法となっていることが確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (2) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、参考図を作成するなど容易に判別できるよう整理に努めること。また、電子納品の場合は「愛媛県工事完成図書の電子納品要領」に基づき参考図を作成し、提出する電子媒体に格納するものとする。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と協議のうえ写真管理項目を定めるものとする。
- (5) 黒板のないもの、黒板が不鮮明なもの、黒板記事の訂正補足を必要とする場合は、台紙の説明欄に記入してください。
- (6) 監督員が指示するものは、測点、延長等を朱書きする。

撮 影 箇 所 一 覧 表

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
着手前・完成	着手前	全景又代表部分写真	着手前1回 [着手前]	
	完成	全景又代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	
施工状況写真	工事施工中	施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中]	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) [発生時] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合、計測毎に1回 [発生時]	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 [設置後]	
		交通誘導員の交通整理状況	交通整理区間ごとに1回 [作業中]	

		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 [実施中]	実施状況提示資料 に添付
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 [使用前]	
		検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]	
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
その他	補償関係	被害又損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	

撮影項目、頻度について上表を基本とし、写真管理基準の記載内容に留意するものとする。第10項 撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
(1) 撮影項目、撮影頻度等については、可視部分を基本として定めており、不可視となる部分について、出来形寸法（上墨寸法含む）や共通仕様書等に基づく施工方法となっていることが確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

品質管理写真撮影箇所一覧表

愛媛県が定める「写真管理基準」の品質管理写真撮影箇所一覧表を適用する。

出来形管理写真撮影箇所一覧表

愛媛県が定める「写真管理基準」の出来形管理写真撮影箇所一覧表を適用する。